

とくにんこう 特認校のお知らせ



高知市教育委員会

特認校制度とは

児童生徒が通学する学校については、教育委員会が定めた通学区域により指定していますが、以下の7校については、通学区域（校区）外からの入学（転校）が認められています。

特認校制度とは、それぞれの学校固有の環境（自然環境・社会環境・文化・特色ある教育活動など）のもと、心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童生徒・保護者に対し、高知市教育委員会が指定した学校（7校）において、一定の条件のもとで校区外からの入学（転校）を認める制度のことです。

特認校制度と募集人数

学 校 名	募 集 人 数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
①第四小学校	10								
②第六小学校	10	7	3	6					
③浦戸小学校	8	3							
④布師田小学校	5	4	4	4	2	2			
⑤久重小学校	5	4	2	6	2	4			
⑥行川学園	9	8							
⑦土佐山学舎	6								

※ 各学校の募集人数は、それぞれの学校における学年ごとの令和7年度推計児童生徒数や教室等の施設の状況等を考慮して決定されています。今後、この推計児童生徒数の変動により、募集人数が増減することがあります。

※ ⑥⑦の2校は、小学校課程から中学校課程までの義務教育を一貫して行う義務教育学校です。

※ 特認校の特別支援学級への募集はありません。

入学(転校)の条件

1 対象となる児童生徒の居住地

高知市（特認校の校区を除く）に居住している児童生徒であること。（令和7年4月1日現在）

2 通学

保護者の責任において、徒歩または公共交通機関による自力通学、あるいは保護者等による送迎ができること。（義務教育学校7年生から9年生については自転車による通学も認める。なお、自家用車による送迎については、各特認校が定める条件に従うこと。）

3 入学(転校)時期及び期間

入学（転校）の時期は、各学年の始期（4月上旬）とする。また、入学（転校）後は、卒業まで在学することを原則とするが、高知市外に転居した場合、特認校の許可は取消となる。

4 保護者の義務及び協力

登下校時や放課後における児童生徒の安全確保に責任を持つとともに、PTA活動、その他学校の教育活動に対して協力ができること。特に、台風接近時等における早期下校等の緊急時の対応は、学校の指示に従うこと。

5 特認校学校長との面談

特認校への入学（転校）を希望する保護者は、特認校説明会に出席し、必ず希望する学校の学校長との面談を行うこと。説明会当日出席できない場合は、後日、学校教育課に連絡をとり、日時を打ち合わせたうえ、学校長との面談を行うこと。

説明会・面談

- 1 **日時** 令和6年10月27日（日）午前9時（受付：午前8時30分～）から正午まで
- 2 **会場** 高知市たかじょう庁舎6階大会議室他（高知市鷹匠町2丁目1-43）
- 3 **内容** 特認校説明会および学校長との面談（児童生徒の同伴は必要ありません）
 - ※ 特認校への入学（転校）を希望される保護者の皆さんは、ご出席をお願いします。
 - ※ 会場の駐車場には駐車できませんので、当日は公共交通機関等をご利用ください。
 - ※ 10月27日午前7時の時点で高知市に暴風警報（気象庁）が発令されている場合は、開催を延期します。その他、天候の悪化等により開催を延期する場合は、高知市教育委員会学校教育課ホームページ [<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/77/>]にてお知らせします。

申請・許可等

1 申請の手続き

- (1) 特認校への入学（転校）を希望する保護者は、令和6年10月28日（月）から令和6年11月29日（金）午後5時まで（郵送の場合は当日消印有効）に「特認校入学（転校）申請書」を学校教育課に提出してください。

「特認校入学（転校）申請書」の用紙及びパンフレット「特認校のご案内」は、特認校説明会（令和6年10月27日）でお渡しします。特認校説明会に参加できない方には、令和6年10月28日（月）以降、学校教育課または各特認校でお渡しできます。

 - ※ 特認校説明会に出席し、学校長との面談を終えられた方は、説明会当日（令和6年10月27日）に申請の手続きを行うこともできます。
- (2) それぞれの特認校は、入学（転校）を希望する皆さんのために、自由に教育活動を参観していただける期間を設けています。参観期間は学校によって異なりますので、特認校説明会でお配りするパンフレット「特認校のご案内」をご参照ください。
- (3) 教育委員会は申請書に基づいて審査し、申請が認められた場合には、令和7年2月中旬までに、保護者あてに通知書（通学区域外就学許可通知書）を郵送します。
- (4) 希望者が募集人数を上回った場合には、公開抽選とします。公開抽選日は、令和7年1月12日（日）の予定です。公開抽選を実施する場合は、抽選会に出席（代理可）することが必要です。（抽選の実施の有無は学校教育課ホームページに掲載します。また、抽選を行う保護者には12月中旬に電話にて、抽選がない保護者には文書にてご連絡します。）

また、抽選の結果、希望の特認校に入学（転校）ができなかった方で、他の特認校への入学（転校）を希望される方は追加申請をすることができます。詳細は抽選会にて説明します。
- (5) 特認校への転校が許可された場合、保護者は、在学において転校書類を受け取り、特認校で転校手続きを行ってください。

2 特認校入学（転校）の取り消し

入学（転校）の許可後において、申請の事実と異なり、特認校制度の趣旨に沿わない事由があると認めるときは、入学（転校）を取り消すことがあります。

3 遠距離通学費補助金の交付及びデマンドタクシーについて

浦戸小学校、久重小学校及び行川学園に校区外から通学する児童生徒には、利用期間について購入した定期券価格の全額の補助金が交付されます。通学距離による規定もありますので、詳細は学校環境整備課（TEL 088-823-9480）までお問い合わせください。

また、行川学園への登下校においては、デマンド型乗合タクシーを無料で利用できます。運行時刻等の詳細は、交通戦略課（TEL 088-803-4317）までお問い合わせください。

※ デマンド型乗合タクシーは、路線バスのようにダイヤが決まっている予約型の公共交通です。

4 その他

特認校小学校卒業後の中学校進学時には、居住地の中学校、または特認校の校区の中学校のいずれかを選択できるものとします。（義務教育学校の許可期間は9年生までとなります。）

★ お問合せ先 学校教育課（TEL 088-823-9479） ★

